

京都市告示第77号

京都市こころの健康増進センター条例第8条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法人 京都光彩の会	京都市中京区 壬生東高田町 1番地の15	1 京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン（以下「施設」という。）を設置目的にしたがって利用に供すること 2 前号に掲げるもののほか、施設の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)